

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
土曜日の翌日)

目次

土地改良法による換地処分(三件)

告示

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による千代地区第四工区、第五工区及び第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ず

る。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(倭文、竹生、玉津の地域)

新たに画する
字の名称

倭文字穴井古

同上の区域(昭和五十二年一月十日現在の地番による。)

倭文字扇子七二の一部、七四の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字穴井古東割八一の一部、八二の二の一部、八三の一部、八四の二の一部、八四の二の一部、八五の二の一部、八六、八七、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字穴井古西割八九の一部、九〇、九一の一部、九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字井手下下割一九四の二の一部及び一九四の二と一体をなす国有地、竹生字井手下下割一九四の二の一部及び一九四の二と一体をなす国有地、竹生字井手下上割のうち一九五の二の一部、一九五内第一、一九六の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに玉津字井手下の二の一部、二の一部、四の一部及び五の一部

倭文字河原田上

倭文字扇子六八の五の一部及び七〇の二の一部、倭文字河原田北割九五の二の一部、九七の二の一部、九七の二、九八、九九の二の一部、一〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字河原田南割一〇一の二の一部、一〇二の二の一部、一〇二の二、一〇三の二の一部、一〇四、一〇五の二から

<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>竹生字上河原</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年一月十日現在の地番による。)</p> <p>竹生字上河原のうち一三二の一、一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三五の二、一三六、一三七の一、一三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>倭文字河原田下</p>	<p>倭文字扇子七〇の一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字穴井古東割八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一の一部、八五の二及びこれらと一体をなす国有地、倭文字穴井古西割九一の一部、九二の一の一部、九二の二及びこれらと一体をなす国有地、倭文字河原田北割のうち九五の二の一部、九七の一の一部、九七の二、九八、九九の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字河原田南割一〇一の一部、一〇一内第一、一〇二の一の一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに玉津字井手下の一、一の一の一部、一の次三、一の三、二の一部、三の一、三の二、四の一部、五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>倭文字河原田下</p>	<p>一〇五の四まで、一〇五内第一、一〇六、一〇七、一〇七の一、一〇七の二、一〇八の一部、一〇八の一及びこれらと一体をなす国有地、倭文字フケ一〇九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字柳下タ一二七の二から一二七の四までの一部、一二八の一、一二八の二の一部及び一二八の三の一部</p>		
<p>倭文字登井澗</p>	<p>倭文字登井澗のうち四九から五三まで、五四から五六まで</p>	<p>倭文字内島</p>	<p>倭文字内島のうち四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字登井澗四九の一部、五〇の一部、五三の一部、五五の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字岸下タ一二二の一、一二二の二の一部、一二三の一部、一一三の一部、一一三の一、一一四、一一四の一、一一五の一、一一五の五、一一六の一、一一七の一から一一七の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、倭文字中邑一一八、一一九の一から一一九の三まで、一二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字隈田一六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字上河原一三二の一の一部、一三三の一の一部、一三五の一の一部、一三五の二の一部、一三六の一部、一三七の一の一部、一三八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、竹生字大苗代一四〇の八の一部並びに竹生字道上ミ一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>竹生字道上ミ</p>	<p>竹生字道上ミのうち一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、竹生字上河原一三四の一の一部、一三五の一の一部、一三六の一部、一三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字大苗代一四〇の二、一四〇の八の一部及び一四二の二</p>	<p>竹生字大苗代</p>	<p>竹生字大苗代のうち一四〇の二、一四〇の八及び一四二の二以外の区域</p>

<p>倭文字扇子</p>	<p>での一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字扇子七五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、倭文字穴井古東割七六の一、七六の二、七七から七九まで、八〇の一、八〇の二、八一の一部、八二の一の一部、八三の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字穴井古西割八九の一部、竹生字上河原一三二の一の一部、一三三の一の一部、一三四の一の一部、一三五の一の一部、一三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字井手中の全域、竹生字赤穂田の全域、竹生字井手下タ下割のうち一九四の一の一部及び一九四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに竹生字井手下タ上割一九五の一の一部、一九五内第一、一九六の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>倭文字扇子</p>	<p>倭文字扇子のうち六八の五の一部、七〇の一の一部、七二の一部、七四の一部、七五の一の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字内島四七の一部及びこれと一体をなす国有地、倭文字登井割四九の一部、五〇の一部、五一、五二、五三から五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字河原田南割一〇八の一部及びこれと一体をなす国有地、倭文字フケ一〇九内第一の一部、一一〇の三、一一〇の四の一部、一一〇の五の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字岸下タ一一二の二の一部、一一二の三の一部、一一二の四、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>

<p>倭文字岸下タ</p>	<p>に倭文字中邑二一九の一の一部及び二一九の二の一部</p> <p>倭文字岸下タのうち一一二の二から一二二の四まで、一三、一一三の一、一一四、一一四の一、一一五の一、一一五の五、一一六の一、一一七の二から一一七の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>倭文字中邑</p>	<p>倭文字中邑のうち一一八、一一九の二から一一九の三まで、一二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字フケ一〇九内第一の一部、一〇九の二、一〇九の三、一一〇、一一〇の二、一一〇の四の一部、一一〇の五の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、倭文字柳下タ一二三の一部、一二四の一部、一二五の二の一部、一二六、一二七の二の一部、一二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二の五の一部及び一三三の四の一部並びに一三二の五及び一三三の四と一体をなす国有地の一部、倭文字風呂屋一五二の一部、一五二内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに倭文字隈田一六〇の一の一部、一六〇の二、一六三の二の一部及び一六三の二の一部と一体をなす国有地</p>
<p>倭文字柳下タ</p>	<p>倭文字柳下タのうち一二三、一二四、一三五の一、一二五の二、一二六、一二七の二から一二七の四まで、一二八の一、一二八の二の一部、一二八の三の一部、一二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一</p>

<p>廃止する字の名称</p> <p>竹生字井手中、竹生字赤穂田、竹生字井手下タ下割、竹生字井手下タ上割、倭文字穴井古東割、倭文字穴井古西割、倭文字フケ、倭文字河原田南割、倭文字河原田北割及び玉津字井手下</p>	<p>倭文字限田</p> <p>倭文字限田のうち一五五の一〇、一六〇の一、一六〇の二、一六三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一五九の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>倭文字風呂屋</p> <p>倭文字風呂屋のうち一五二の一部、一五二内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、倭文字柳下タ一二三の一部、一二四の一部、一二五の一の一部、一二五の二、一三二の五の一部、一三三の四の一部、一三四から一三六まで、一三六次一、一三七の一、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九の一及び一三九の二と一体をなす国有地及び一六〇の一の一部並びに一五九の一及び一六〇の一と一体をなす国有地</p>	<p>三二の五の一部、一三三の四、一三四から一三六まで、一三六次一、一三七の一、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九の一及び一三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに倭文字フケ一〇九内第一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>野寺字北野寺</p> <p>野寺字熊ノ内一の一部、二から五まで、六の一部、七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、野寺字輿畑一の一部、一二の一の一部、一二の二、一三の一部、一三の一、一四の一部、一五の一の一部、一五の二、一五の三、一五の四の一部、一七の一部、一九の二の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字道ノ木一七三の二及びこれと一体をなす国有地、服部字松ヶ段西上ノ二一七五の三、一七六の三、一七七の一、一七八、一七九の一、一七九の二、一八〇、一八一の二、一八六の一から一</p>	<p>野寺字中野寺</p> <p>寺野寺字熊ノ内六の一部、七の一の一部、七の二の一部、八の一から八の三まで、九の一、九の二及びこれらと一体をなす国有地、野寺字輿畑一〇の一から一〇の四まで、一一の一部、一一の一、一二の一の一部、一三の一部、一四の一部、一五の一の一部、一五の四の一部、一六の一から一六の五まで、一七の一部、一八の二の一部、一八の三、一八の四の一部、一九の一の一部、一九の二の一部、二〇の一部、二一の一部、二二の一の一部、二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字下五町田四六一、四六二の一部、四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字大泓四九〇の一部、四九〇の二の一部、四九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>(野寺、下味野、服部の地域)</p> <p>新たに画する字の名称</p> <p>同上の区域(昭和五十一年十月五日現在の地番による。)</p>	

<p>野寺字西野寺</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>下味野字中堅岩</p>	
<p>野寺字西野寺の全域、野寺字興畑一八の一、一八の二の一部、一八の四の一部、一九の一の一部、二二の一部、二</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年十月五日現在の地番による。)</p>	<p>下味野字大泓四九〇の一部、四九〇の二の一部、四九〇の三の一部、四九一から四九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字苜草五〇一の一部、下味野字上堅岩六〇八の一部、六〇九の一部、六一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字下堅岩六一一の一部、六一二の一、六一三の一、六一四の一、六一四の二、六一五の二から六一五の四までの一部、六一六の一の一部、六一六の二、六一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野寺字熊ノ内一の一部、七の一の一部、七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八六の三まで、一八七の一、一八七の二、一八八及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九の一及び一九七の一と一体をなす国有地の一部、下味野字大泓四九一の一部及びこれと一体をなす国有地、下味野字下堅岩六一五の一、六一五の二から六一五の四までの一部、六一六の一の一部、六一七の一、六一七の二の一部、六一八の三、六一八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字樋詰六一九から六二一まで、六二二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下味野字嶋西ノ割</p>	<p>服部字松ヶ段西上ノ二</p>	<p>服部字道ノ木</p>	<p>野寺字西野寺道下</p>
<p>下味野字嶋西ノ割のうち二九一の一の一部、二九一の二、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに下味野字馬場崎三〇三の一から三〇三の三までの一部、三〇三の五の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一の六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>服部字松ヶ段西上ノ二のうち一七五の三、一七六の三、一七七の一、一七八、一七九の一、一七九の二、一八〇、一八一の二、一八六の一から一八六の三まで、一八七の一、一八七の二、一八八及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九の一及び一九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>服部字道ノ木のうち一七三の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>野寺字西野寺道下のうち四三の一、四三の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>二の一の一部、二二の二、二三の一の一部、二三の二及びこれらと一体をなす国有地、野寺字西野寺道下四三の一、四三の九及びこれらと一体をなす国有地の一部、下味野字榎ノ木四五二の一部、四五三の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、下味野字西楚寺のうち四五九及び四六〇の一部以外の区域並びに下味野字下五町田四六三の一部、四六四から四七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下味野字上五町田</p> <p>下味野字上五町田のうち四三八から四四一までの一部、四四三の一部、四四四、四四五の一部、四四五の三の一部、四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字荒神四三六の一の一部、四三七の一部及び四三七の一の一部、下味野字権ノ木四五、四五二の一部、四五三の一部、四五四、四五五の一部、四五五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに下味野字下五町田四七二の一部、四七三から四七五まで、四七六の一部、四七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下味野字下五町田</p> <p>下味野字下五町田のうち四六一、四六二から四七二までの一部、四七三から四七五まで、四七六の一部、四七七の一部、四七八の一、四七八の二の一部、四八一から四八六までの一部、四八七から四八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字西整寺四五九の一部及び四六〇の一部、下味野字大泓四九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野寺字輿畑二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>下味野奇草</p> <p>下味野奇草のうち四九八の一部、四九九の一部、五〇一の一部、五〇五から五〇七までの一部、五〇八の二の一部、五〇九の二から五〇九の五までの一部、五〇九の六、五〇九の九、合併二の一部、五一一、五一二の一、五一二の二、五一二から五一五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字下五町田四七七の一部、四七八の一、四七</p>
<p>下味野字馬場崎</p> <p>八の二の一部、四八一から四八六までの一部、四八七から四八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字大泓四九〇の一部、四九二から四九五までの一部、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字下堅岩六一一の一部</p>	<p>下味野字馬場崎のうち三〇三の一から三〇三の三までの一部、三〇三の五の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、下味野字嶋西ノ割二九一の一の一部、二九一の二、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字東出口三一〇、三一〇の一部、三二九から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字上五町田四四〇の一部、四四一の一部、四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三八と一体をなす国有地の一部並びに下味野字権ノ木四五二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>下味野字東出口</p> <p>下味野字東出口のうち三一〇、三一〇の一部、三二九から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>下味野字出口傍示</p> <p>下味野字出口傍示のうち四二三の五、四二四の一、四二五の二、四二六から四二八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

下味野字荒神

下味野字荒神のうち四二九から四三二までの一部、四三二の二の一部、四三六の二の一部、四三七の二の一部、四三七の二の一部及び四二九と一体をなす国有地の一部以外の区域、下味野字出口傍示四二三の五、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字上五町田四三八の一部、四三九の一部及び四三九と一体をなす国有地の一部並びに四四三の一部、四四四、四四五の一部、四四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字下五町田四七七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下味野字荷草五〇九の二から五〇九の四までの一部、五〇九合併二の一部、五一一、五一一の二、五一二、五一二、五一三から五一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地

下味野字稲荷

下味野字稲荷のうち五二六から五一八まで、五一九から五二一までの一部、五二六の一部、五二七の二の一部、五二七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字出口傍示四二四の二の一部、四二五の二、四二七の二、四二八及びこれらと一体をなす国有地、下味野字荒神四二九から四三一までの一部、四三二の二の一部及び四二九と一体をなす国有地の一部、下味野字荷草五〇九の四の一部、五一三から五一五までの一部及び五一四と一体をなす国有地の一部並びに下味野字河原五二九の一部、五三〇の一部、五三〇の二、五三二の一部、五三二の二、五三三の一部、五三三の二、五三三の三、五三三の四、五三八の一部、五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地

下味野字河原

下味野字河原五三九の一部、五四〇、五四〇内第一、五四一、五四一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字出口傍示四二六、四二七の一部及びこれらと一体をなす国有地

下味野字背戸田

下味野字背戸田のうち五五六の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下味野字河原五三九の一部並びに下味野字上フケ五五八の一部、五五九の二の一部、五五九の二の一部、五五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

下味野字上フケ

下味野字上フケのうち五五八の一部、五五九の二の一部、五五九の二の一部、五五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字稲荷五二〇の一部、五二一の一部、五二六の一部、五二七の二の一部及び五二七の二、下味野字河原五二八、五二九の一部、五三〇の一部、五三一の一部、五三二の二の一部、五三二の三の一部、五三七、五三八の二、五三八の二の一部、五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字背戸田五五六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下味野字露谷前五七一、五七二の二、五七五の二、五七六の一部、五七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

下味野字露谷前

下味野字露谷前のうち五七一、五七二の二、五七四の二、五七五の二、五七六、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>廃止する字の名称</p>	<p>下味野字西楚寺、下味野字大泓、下味野字榎ノ木、下味野字榎詰、野寺字熊ノ内及び野寺字輿畑</p>	<p>下味野字下堅岩</p>	<p>下味野字下堅岩六一二の二、六一三の一、六一四の三、六一五の五、六一五の六、六一八の一、六一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字榎詰六二二の二、六二三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下味野字上堅岩</p>	<p>下味野字上堅岩のうち六〇八の一の一部、六〇九の一の一部、六一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下味野字大泓四九二の一部、四九五の一部、四九六、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字音草四九八の一部、四九九の一部、五〇五から五〇七までの一部、五〇八の一の一部、五〇九の四の一部、五〇九の五の一部、五〇九の六、五一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九八及び五〇四と一体をなす国有地の一部、下味野字稲荷五一六から五一八まで、五一九から五二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下味野字露谷前五七四の一、五七六の一部、五七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下味野字下堅岩六一一の一部</p>
-----------------	--	----------------	---	----------------	--

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年九月三十日現在の地番による。)</p>	<p>上味野字味野</p>	<p>上味野字大東九二の一の一部、九三の一、九四の一部、九五の一部、九五の一の一部、九六の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四と一体をなす国有地の一部、上味野字大葉屋敷一一七の一部及びこれと一体をなす国有地、上味野字六反切下ノ割一八〇の一部、一八一の一から一八一の八まで、一八二から一八四まで、一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字背戸田三〇六の一の一部、三〇七の二、三一一の一、三一二の一、三一二の二、三二三の一、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上味野字土樋懸</p>	<p>上味野字大東九四の一部、九五の一の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字大葉屋敷一一二の一部、一一三の一部、一一四から一一六まで、一一七の一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字土樋懸西割二二〇の一部、二二〇の二の一部、二二一の一部、二二二の二の一部、二二三から二二五まで、二二六の一部、二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字土樋懸東割二二八の一の一部、二二八の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の四、一三二の五及び一三〇の二の一部と一体をなす国有地並びに向国安字味野前四六四の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
-------------------	------------------------------------	---------------	---	----------------	---

(上味野、竹生、向国安、源太の地域)

<p>上味野字青木下</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>上味野字六反切</p>
<p>上味野字青木下のうち四七の一部、四八の一部、四八の二から四八の五まで、四九の一部及びこれらと一体を</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年九月三十日現在の地番による。)</p>	<p>上味野字津江口イゴ一五二の二の一部、一五二、一五三の二、一五三の二、一五四及びこれらと一体をなす国有地、上味野字津江口一五五から一五八まで、一五九の一部、一六〇の一部、一六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字六反切上ノ割二〇一の一部、二〇二の一部、二〇五の二の一部、二〇九の一部、二一一の一部、二二二の一部、二二三の二、二二三の二、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字東河向八九の一部、九〇の二、九〇の四まで、九〇の五の一部、九〇の六の一部、九一及びこれらと一体をなす国有地、向国安字大割二四七の二、二四七の三、二四八の二、二五〇の二の一部、二五一の二の一部、二五二の二の一部、二七二の一部、二七三、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、向国安字古屋敷二七五から二七八まで、二七八の一、二七九、二七九の一、二八〇、二八〇の一、二八一から二八五まで、二八六の二の一部、三〇三及びこれらと一体をなす国有地並びに向国安字内柳瀬二八九の二、三〇〇の三、三〇〇の四、三〇一の二、三〇二の二、三〇四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>上味野字大東</p>	<p>上味野字上り立</p>	<p>上味野字三本木</p>
<p>上味野字大東九八の二の一部及び九九の一部、上味野字海老池一〇四から一〇七までの二、一〇八、一〇九、一一〇の一部、一一一及びこれらと一体をなす国有地、上味野字大葉屋敷一一二の一部、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字土樋懸西割一二六の一部、一二</p>	<p>上味野字上り立の全域、上味野字青木下四七の一部、四八の四の一部、四八の五、四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字三本木五〇の一と一体をなす国有地の一部、上味野字大東九二の二の一部、九二の二、九二の三、九三の二、九五の一部、九六の一部、九七、九八の二の一部、九八の二、九九の一部、九九の一、一〇〇から一〇二まで及びこれらと一体をなす国有地、上味野字海老池一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、源太字西割一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに向国安字味野前四五七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>なす国有地以外の区域、上味野字三本木五二の九及びこれと一体をなす国有地並びに五〇の一及び五一と一体をなす国有地の一部並びに源太字西割二と一体をなす国有地の一部</p> <p>上味野字三本木のうち五二の九及びこれと一体をなす国有地並びに五〇の一及び五一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>七の一部及び一二六の一部と一体をなす国有地、上味野字土樋懸東割一二八の一部、一二八の二の一部、一三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、向国安字廿人割四四九の五、四五〇の二の一部及び四五〇の一と一体をなす国有地、向国安字味野前四六〇の二の一部、四六一の一部、四六二の二、四六二の三の一部、四六三の二、四六三の三、四六四の三の一部、四六四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上味野字海老池のうち一〇三から一〇七までの一部、一〇八、一〇九、一一〇の一部、一一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字大東九九の一部、向国安字廿人割四五〇の二の一部、四五一の二、四五二の二、四五三の三の一部、四五三の四及びこれらと一体をなす国有地、向国安字味野前四五五の一、四五五の二、四五六、四五七の一部、四五八、四五九、四六〇の一部、四六一の一部、四六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに源太字西割一の一部、二二の一部、二二の一の一部及び二二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上味野字大葉屋敷のうち一一二から一一六まで、一一七の一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字土樋懸西割一二〇の一部、一二〇の二の一部、一二一の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字河原田一三五の二、一三六の三、</p>
---	--	--

<p>上味野字土樋懸東割のうち一二八の一、一二八の二、一三〇の二、一三一の四、一三一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上味野字河原田のうち一三五の二、一三六の三、一三六の四、一四四の二、一四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上味野字土樋懸西割一二二の一及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>上味野字津江口イゴ一四九、一五〇、一五一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上味野字津江口のうち一五五から一五八まで、一五九の一部、一六〇の一部、一六一の一の一部、一六四の一部、一六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字津江口イゴ一五一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、上味野字五反田一六七の一から一六七の四までの一部、一六七の六から一六七の一までの一部、一六七</p>
---	---	------------------------------------	---	---

上味野字上ノ出口	上味野字五反田	
上味野字上ノ出口のうち二二八の一部、二二九の一部、二二三から二二四までの一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地	上味野字五反田のうち一六七の四までの一部、一六七の六から一六七の一までの一部、一六七の一、一六七の一三の一部、一六九の一の一部、一六九の二の一部、一七〇の一部、一七一の二の一部、一七五の六の一部、一七六、一七六の一の一部、一七七の一、一七七の二の一部、一七八の一部、一七九の一、一七九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上味野字河原田一四四の二の一部、一四五の二及びこれらと一体をなす国有地、上味野字津江口一六四の一部、一六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字六反切下ノ割一八六から一八八までの一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字六反切上ノ割一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地	の二、一六七の一三の一部、一六九の一の一部、一六九の二の一部、一七〇の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字六反切上の割一九三の一部、一九四の一部、一九六の一部、一九七、一九九の二、二〇〇の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八の一部並びに一九八と一体をなす国有地の一部並びに向国安字古屋敷二八六の二の一部、二八八の二及びこれらと一体をなす国有地

源太字西割	上味野字背戸田	上味野字 字椋木東ノ割	
源太字西割のうち一の一部、二二の一部、二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、源太字下廿	上味野字背戸田のうち三〇三、三〇四の一、三〇五の一、三〇六の一、三〇七の二、三一一の一、三一二の一、三一二の二、三二三の一、三二四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	上味野字椋木東ノ割の全域、上味野字六反切下ノ割一八五の一部、一八五の一、一八六の一部、一八八の一部、一八九から一九一まで、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字六反切上ノ割一九四の一部、一九五、一九六の一部、一九八の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇〇の一の一部、二〇二の一部、二〇三から二〇五まで、二〇五の一の一部、二〇五の二、二〇六から二〇八まで、二〇九の一部、二一〇、二一一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上味野字上ノ出口二二八の一部、二一九の一部、二二六の一部、二二七の一の一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字背戸田三〇三、三〇四の一、三〇五の一、三〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	以外の区域、上味野字六反切上ノ割二二二の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字東河向八八の一の一部、八九の一部、九〇の五の一部、九〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地

源太字下廿人割	<p>入割二二の二六、二二の二七及びこれらと一体をなす国有地、上味野字青木下四七の一部、四八の一の一部、四八の二、四八の三、四八の四の一部、四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに向国安字廿人割四五三の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
向国安字村後口	<p>源太字下廿人割のうち二二の二六、二二の二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
向国安字村ノ内	<p>向国安字村後口のうち一八三の一部、一八四の一の一部、一八四の二の一部、一八四の四の一部、一八五の一部、一九二から一九四までの一部、一九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、向国安字村ノ内二〇三の四、向国安字大割二六四の一部、二六九の一部及び二六九と一体をなす国有地の一部、竹生字木村九二の一部、九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、竹生字下り途一〇一の一部、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の五と一体をなす国有地の一部並びに竹生字土手ノ内一〇三、一〇四、一〇五の一部、一〇六、一〇七の一部、一〇八の二の一部、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
向国安字大割	<p>向国安字村ノ内のうち二〇三の四以外の区域</p>
向国安字内柳瀬	<p>四の二、二五五の三、二六三の二、二六三の三、二六四から二七四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
向国安字古屋敷	<p>向国安字内柳瀬のうち二八九の二、三〇〇の三、三〇〇の四、三〇一の二、三〇二の二、三〇四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
向国安字廿人割	<p>向国安字古屋敷二八六の一、二八八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八六の二と一体をなす国有地の一部</p>
向国安字味野前	<p>向国安字廿人割のうち四四九の五、四五〇の一、四五一の一、四五二の一、四五三の三、四五三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
竹生字前田	<p>向国安字味野前のうち四五五の一、四五五の二、四五六から四六一まで、四六二の二、四六二の三、四六三の二、四六三の三、四六四の三、四六四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
竹生字東河向	<p>竹生字前田のうち八五の一部並びに五五から五七まで、八〇、八一の一及び八五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上味野字上ノ出口二二二から二二四までの一部並びに二二二の一部と一体をなす国有地</p>
竹生字東河向	<p>竹生字東河向のうち八八の一の一部、八九の一部、九〇の一から九〇の六まで、九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、竹生字前田八五の一部並びに五七、八〇、</p>

<p>竹生字木村</p>	<p>八一の一及び八五と一体をなす国有地の一部、竹生字木村九二の一部、九二の一の一部、九三の一の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、向国安字村後口一九三の一部、一九四の一部、一九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、向国安字大割二五〇の二の一部、二五一の二の一部、二五二の二の一部、二五三、二五四の二、二五五の三、二六三の二、二六三の三、二六四の一部、二六五から二六八まで、二六九の一部、二七〇、二七一、二七二の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上味野字上ノ出口二二四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>竹生字木村</p>	<p>竹生字木村のうち九二、九二の一の一部、九三の一の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、竹生字前田五五及び五六と一体をなす国有地の一部、竹生字下り途一〇二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに向国安字村後口一八三の一部、一八四の一の一部、一八四の二の一部、一八四の四の一部、一八五の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>竹生字下り途</p>	<p>竹生字下り途のうち一〇〇の一の一部、一〇〇の三の一部、一〇〇の四、一〇〇の五の一部、一〇一の一部、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇の五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに竹生字土手ノ内一〇七の一部</p>

<p>竹生字土手ノ内</p>	<p>竹生字土手ノ内のうち一〇三、一〇四、一〇五の一部、一〇六、一〇七の一部、一〇八の二の一部、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、竹生字下り途一〇〇の一の一部、一〇〇の三の一部、一〇〇の四、一〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに竹生字大隈一一六の三、一一八の二から一一八の四まで、一一九の三、一二〇、一二一の三、一二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>竹生字大隈</p>	<p>竹生字大隈のうち一一六の三、一一八の二から一一八の四まで、一一九の三、一二〇、一二一の三、一二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>上味野字六反切上ノ割及び上味野字六反切下ノ割</p>

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る千代地区第四工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る千代地区第五工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る千代地区第六工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】